

小牧市撤去マンホール蓋販売要綱

〔令和 7 年 8 月 22 日〕
7 小施第 1157 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、小牧市で使用した後に撤去し、不要となったマンホール蓋（以下「蓋」という。）の販売に関し、必要な事項を定めるものとする。

（販売単位）

第 2 条 蓋の販売は、1 回の販売につき購入者 1 人当たり 1 枚とする。

（販売価格）

第 3 条 蓋の販売価格は、予定価格以上とし、最も高い購入希望金額を提示した者の提示額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（蓋の仕様）

第 4 条 蓋は、蝶番及びロック機能を取り外し、再塗装は行わないものとする。

（販売方法の掲示）

第 5 条 小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年小牧市条例第 18 号）第 4 条第 2 項に規定する下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、蓋を販売しようとするときは、物品名、販売方法、申込期限及び予定価格等を市ホームページへ掲載するものとする。

（購入者の資格）

第 6 条 蓋を購入することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 小牧市暴力団排除条例（平成 24 年小牧市条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(2) 市上下水道部職員でない者

（購入条件）

第 7 条 購入に当たっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 自己又は家族の利用を目的としており、営利目的としないこと。また、第三者への譲渡をしないこと。
- (2) 引渡し場所から購入者又は購入者が指定した者により持ち帰ることができること。
- (3) 蓋の引渡しを受けた後は、自己の責任において蓋を管理し、蓋に生じた損害及びこれに起因して第三者へ及ぼした損害については責任をもって解決し、市上下水道部へ求償しないこと。
- (4) 蓋が不要になった場合は適法に処分できること。

(申込方法)

第8条 蓋の購入を希望する者は、小牧市撤去マンホール蓋購入申込書兼誓約書により管理者へ申込みをするものとする。

(購入者の決定)

第9条 第6条及び第7条の条件を満たすと認められ、最も高い購入希望金額を提示した者を購入権利者とし、管理者は申込締切日の翌日から起算して7日以内に、購入意思の確認を購入権利者へ行うものとする。ただし、最も高い購入希望金額を提示した者が複数名いる場合は、管理者が代理抽せんを実施し、購入権利者を決定するものとする。

2 購入意思を確認した結果、購入権利者に購入意思がない場合は、次点の購入希望金額を提示した者を購入権利者とし、前項の購入意思の確認を行うものとする。

3 前2項の規定により購入者を決定したときは、小牧市撤去マンホール蓋購入決定通知書（以下「通知書」という。）をもって契約成立とし、契約書の作成は省略する。ただし、購入金額が50万円を超える場合においては、別に契約書を作成することとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金については免除する。

(引渡し)

第11条 蓋の引渡し場所は、小牧市上水道管理センターとする。

2 引渡しを受ける者（以下、「受領者」という。）は、引渡し時に通知書及び納付済通知書を提示しなければならない。

3 蓋の積込み、運搬その他の引渡しに要する費用は、購入者又は受領者が負担しなければならない。

4 受領者は、蓋の引渡しを受けた場合には、小牧市撤去マンホール蓋受

領書を管理者へ提出しなければならない。

（購入の辞退）

第 1 2 条 通知書を受領後に、購入者の事情において購入を辞退する場合は、通知書の受領日から起算して 8 日以内に、小牧市撤去マンホール蓋購入辞退申出書を提出しなければならない。

（雑則）

第 1 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 2 2 日から施行する。